

消防特第 201 号  
平成 29 年 11 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁特殊災害室長  
(公印省略)

船舶火災対応に係る海上保安部署との連携強化について（通知）

船舶火災については、「船舶火災の消火に関する消防機関と海上保安官署との業務協定について」(昭和 43 年 4 月 1 日付け消防防第 142 号消防庁次長通知)(別添 1)により対応していただいているところですが、海上保安庁が「船舶火災対応に係る消防機関との連携強化について」(平成 29 年 11 月 27 日付け保警救第 59 号・保警環第 74 号)(別添 2)を、各管区海上保安本部警備救難部長宛てに通知されたことから情報提供するとともに、消防機関においても下記の事項にご留意のうえ、船舶火災対策に万全を期していただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村、消防本部に対しましても、この旨を周知くださるよう併せてお願いします。

なお、本通知は消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 別添 1 に基づき、各消防機関は、海上保安部署との業務協定の締結及び必要に応じて見直しを図ること。
- 2 平素より、海上保安部署との協力体制の構築に努め、船舶火災の消火活動要領等について、情報交換・共有を図ること。
- 3 消火活動現場では、状況に応じ、海上保安部署と活動方針等を情報共有し、協力体制を構築すること。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 菊地、阿部、宮嶋

電話：03-5253-7528（直通）

F A X：03-5253-7538

消防防第 142 号  
昭和 43 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長

船舶火災の消火に関する消防機関と  
海上保安官署との業務協定について

標記のことについて、昭和 24 年 12 月 9 日付で海上保安庁と当庁との間に協定が締結されていたが、協力関係をより現状に即したものにするため、同協定を別紙のとおり改訂したので、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう、貴管下関係市町村に示達のうえ、よろしく指導願いたい。

記

1 覚書の内容

この覚書は、領海内における船舶の火災による消火活動及びこれに関連する事項に限定されるものであること。

2 主な改正点

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに河川湖沼における船舶の消火活動は、従前どおり消防機関が担任するが、上記以外の船舶の消火活動についても、海上保安官署と協議して特別の定めをすることができるものとしたこと。

これは、最近における危険物積載船舶輻輳の状況及び消防機関の海上消防力の整備の現況にかんがみ、上記以外のびよう泊中の船舶等の消火活動をも、消防機関が担任することを適当とする場合が少なくないので、このような場合においては消防機関が海上保安官署と協議してびよう泊中の船舶等の消火活動をも担任できるようにしたものである。

- (2) 消火活動に要した経費は、原則として出動した機関がそれぞれ負担することとし、特に多額の経費を要した場合は、協議して負担をきめるものとし

たこと。

- (3) 入港船舶の危険物の積載状況、化学消火剤の備蓄状況及び大型タンカー等の事故対策等消火活動に必要な資料及び情報の交換を行なうこととしたこと。

なお、大型タンカー等の事故対策は、できる限り地方防災会議を活用することが望ましい。

### 3 その他

- (1) 火災原因調査及び損害調査の実施方法は、現地機関の協議に委されているので、消防機関が一括して行ないその結果を海上保安官署に連絡するか、海上保安官署に一任してその結果の連絡を受けるか、あるいは相互に共同して行なう等現地の実情に適した方法を考慮されたいこと。
- (2) 船舶火災を知った場合の相互通報及び単独で消火活動を行なったときの連絡は、相互緊密に行なうようにされたいこと。
- (3) 昭和24年12月13日国消管発第521号 国家消防庁管理局長通達（船舶消防における消防機関と海上保安庁との業務協定について）は、廃止されたこと。

海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海内における船舶（消防法第 2 条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、海上保安官署と消防機関が協力し、円滑に消火活動を行なうため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

- 1 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。
  - (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
  - (2) 河川湖沼における船舶上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。なお、現地の実情に応じて、両者の協議により上記(1)及び(2)以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。
- 2 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議して、これを行なうものとする。
- 3 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。
- 4 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。
- 5 海上保安官署又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。
- 6 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。
- 7 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安官署及び消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。
  - (1) 情報及び資料の交換
  - (2) 消火活動要領の作成
  - (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和 43 年 3 月 29 日

海上保安庁長官 亀山 信郎  
消防庁長官 佐久間 疆

別 添

保 警 救 第 5 9 号

保 警 環 第 7 4 号

平成29年11月27日

各管区海上保安本部警備救難部長 殿

海上保安庁警備救難部救難課長（公印省略）

海上保安庁警備救難部環境防災課長（公印省略）

### 船舶火災対応に係る消防機関との連携強化について

領海内の船舶の火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書について（昭和43年4月10日保警救第16号）」（以下「通達」という。）により対応してきたところであるが、船舶火災の特殊性から消火活動により船体が沈没し、燃料油等が海上に排出される事案が見受けられる。

各管区海上保安本部においては、上記事案の再発防止の観点から、下記に留意の上、船舶火災への対応方法について再確認するとともに、消防機関との更なる連携強化を図られたい。

なお、消防庁特殊災害室長に対しては、別途依頼していることを申し添える。

#### 記

- 1 必要に応じて通達に基づき、消防機関との現行の業務協定の見直し又は新たな業務協定の締結を図ること。
- 2 平素から地方防災会議及び訓練等を活用し、消防機関との協力体制の構築に努め、お互いに消火手法や船舶火災の特殊性（放水による船体の沈下・傾斜の危険性及び沈没した際の燃料油等の排出の可能性）について認識の共有を図ること。
- 3 係留船等の火災対応に際しては、次の点に留意し消防機関に対して必要な助言・協力をすること。

(1) 消火活動の状況に応じ、ハッチの閉鎖、排水措置、積荷の陸揚げ等の必要な措置を講ずること。

(2) 船体が沈没した際の燃料油等の排出に備え、予め燃料バルブや空気抜き管の閉鎖等をしておくこと。

4 燃料油等が船体から排出されることを想定し、関係機関との情報共有を行うとともに、早期にオイルフェンス設置等の防除作業を実施するために、船舶所有者等への指導、あるいは排出油等防除協議会等と調整をしておくこと。